

産業観光デジタルスタンプラリー運営業務委託仕様書

1 業務目的

愛知県・岐阜県の産業観光施設の認知度向上及び来館者数増を図るために、両県の観光施設を掲載したWEBサイト及び両県の産業観光施設を巡る観光客に向けたパンフレットを作成し、デジタルコンテンツを活用したスタンプラリーを実施する。

2 委託内容

WEBサイト、パンフレット及びスタンプラリーは、「見にトリップ」という統一の名称で作成・実施すること。

(1) WEBサイトの作成

委託事業者は、愛知県・岐阜県の産業観光施設の認知度向上を目的としたWEBサイトを作成すること。

ア ページ構成

以下の内容を発注者の指示に従い割り付けること。

- ・トップページ（スタンプラリー基本情報、参加方法等の情報）
- ・特集ページ
- ・各施設の詳細ページ（検索機能を設けること）
- ・地図（参加施設が一目で確認でき、地図から施設詳細にアクセスできる設定とすること）
- ・施設一覧（名称、住所等の基礎的情報）
- ・賞品情報
- ・獲得スタンプ情報
- ・施設のリコメンド表示
- ・問合せ・アンケート

イ 掲載施設

掲載施設の一覧及び区分並びに施設情報については、別途発注者より提供する。

ウ 運用・保守

サイトの公開はスタンプラリー開始の日までに行うこととし、公開後のサイト・コンテンツの改善及び修正は、必要に応じてページデザインやテンプレート、コンテンツ（施設情報等）の更新・修正等を行うこと。

エ 留意事項

次年度以降のWEBサイトの改修、運用・保守について、円滑な引継ぎが可能なものとする。

契約期間満了後に Web サイトを廃止することになった場合であっても、Web サイト廃止から最低3年間はドメインを保持すること。

(2) パンフレットの作成

委託事業者は、愛知県・岐阜県の産業観光施設の認知度向上を目的としたパンフレットを作成すること。

ア 仕様

- ・サイズ：A4
- ・紙 質：マットコート70kg
- ・頁 数：20頁
- ・綴 じ：中綴じ
- ・部 数：60, 000部
- ・校 正：2回以上（状況により校正回数を増やすことがある）

イ ページ構成（案）

- ・P1：表紙
- ・P2～P3：ガイドブック説明、地図
- ・P4～P7：特集
- ・P8～P19：施設紹介ページ
- ・P20：裏表紙

ウ 掲載施設

掲載施設の一覧及び区分並びに施設情報については、別途発注者より提供する。

（施設数は、愛知・岐阜両県でそれぞれ60施設程度を想定）

エ 掲載施設の区分け

区分けについては発注者より指示する。

オ 納品場所

以下に納品すること

- ・パンフレット掲載施設又は当該施設の管理者の指定する場所
- ・愛知県庁観光振興課
- ・岐阜県庁観光資源活用課

（3）スタンプラリーの実施

ア 企画概要

- ・委託事業者は、圏域内周遊の促進を目的としたスタンプラリーを企画するものとし、事業計画書の作成後、発注者と協議の上、事業を実施すること。
- ・スタンプラリーは、専用アプリのダウンロードが不要なものとし、QRコードを利用した即参加可能な形とすること。ただし、QRコードの掲示が不可能な無人施設等については、GPS機能を利用する等の代替案を考慮すること。
- ・スタンプラリーには、WEBサイト及びパンフレットに掲載する特集の内容に沿った特集コースを設けることとし、特集コースのスタンプを全取得した参加者に対し、特典を付与すること。
- ・スタンプラリー参加者を効果的に集めるため、多様な機種に対応させること。また、参加中に機種交換をした場合のスタンプ取得状況の引継ぎについても考慮すること。

イ スタンプラリー参加施設

- ・愛知・岐阜両県でそれぞれ60施設程度設定すること。
- ・各施設への掲載交渉及び掲載内容の確認等は、発注者の費用と責任で行うものとする。

ウ 開催期間

第1期：令和7年7月18日から令和7年9月30日まで

第2期：令和7年10月1日から令和8年2月28日まで

エ QRコード等掲示物の作成及び発送

- ・スタンプラリー実施のため必要となるQRコード等掲示物は、全施設分作成し、発送すること。
- ・QRコード等掲示物の作成にあたっては、開催期間中の十分な耐久性を考慮すること。

オ スタンプラリー運営

① 問い合わせ対応

- ・スタンプラリー参加者及び施設等からの問い合わせの対応を行うこと。
- ・スタンプラリー参加施設に対しては、期間開始前に実施方法及びスタンプ取得のエラーが発生した際の対処方法を記載したマニュアルを作成・送付すること。
- ・問い合わせ先の表示については、容易に認識可能な形をとること。

② スタンプラリー当選者の決定及び賞品の手配・発送

- ・スタンプラリー賞品の応募については、愛知・岐阜両県のスタンプをそれぞれ最低1つ以上取得することを条件すること。なお、その他の事項は、発注者と協議の上決定すること。
- ・スタンプラリー実施にあたっての要望事項・改善点など、スタンプラリー参加者に対し意見を聴取すること。また、スタンプラリー参加施設及び周遊経路上での消費金額についての調査項目を盛り込むこと。
- ・賞品の内容及び商品数については、発注者との協議により決定し、発注者が指定する賞品を購入すること。なお、賞品購入の予算は30万円程度とする。
- ・応募情報を取りまとめの上、当選者を決定すること。なお、その方法については、別途発注者と協議すること。
- ・当選者の決定は厳正に行うこととし、同一人物及び同一世帯の家族に2つ以上の賞品が当選しないよう留意すること。
- ・当選者の決定後は速やかに発送を行うこと。また、生鮮食品を送付する場合には、発送に細心の注意を払うこと。

③ スタンプラリー参加者等の集計及び分析

- ・スタンプラリー参加者の情報のアクセス集計を行い、施設別集客度や周遊日数等の傾向を年代・性別・参加形態等から分析を行うこと。
- ・応募者からの意見などを参考に、次年度以降のスタンプラリー実施にあたっての改善点を提案すること。
- ・集計及び分析後のデータは、業務完了時に発注者へ提供すること。なお、その時期及び種類等については、別途発注者と協議の上、決定すること。
- ・個人情報の取得の範囲は、賞品の応募及び参加者分析に必要な情報に限ること。また、応募者の個人情報の漏洩がないよう別記2「個人情報取扱事務委託基準」を遵守すること。

(4) 広報物の作成

ア ポスターの作成

- ・体裁 A2版、片面フルカラー印刷

- ・作成部数 120枚程度

イ 校正

2回以上（完成具合により校正回数を増やすことがある）

ウ 納品場所

以下に納品すること

- ・スタンプラリー参加施設又は当該施設の管理者の指定する場所
- ・愛知県観光コンベンション局観光振興課
- ・岐阜県観光文化スポーツ部観光資源活用課

（５）デジタル広告配信

- ・スタンプラリー参加者を増加するため、ターゲットにあった広告プラットフォームを選択し、デジタルによる広告配信を実施すること。なお、「リーチ数 250 万以上」「クリック率 1.5%」を目安目標として、最適な広告プランを提案すること。
- ・広告プラットフォームは、ターゲットがスマートフォン・PC 等で情報収集することを想定し、費用対効果の高いものを選択すること。
- ・広告クリエイティブについて、企画・制作（必要な素材の入手（権限処理を含む）、編集、データ加工、コピー等）に係る一切の業務を行うこと。
- ・広告からWEBサイトへの誘導を促すため、特徴的な画像やキャッチフレーズなどを使用した、ターゲットのインサイトを突く広告クリエイティブとすること。

（６）周遊提案

WEBサイトの利用者が、愛知・岐阜両県にまたがって観光施設を周遊するよう誘導する企画を提案し、WEBサイトの特集ページに掲載すること。

（７）スタンプラリー参加者増加及び周遊度向上に向けた提案

スタンプラリー参加者の増加及び周遊度の向上に向けた提案をすること。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

4 成果物の提出

参加者数、応募者属性分析、応募状況分析、参加施設分析等の実施結果を取りまとめた報告書を作成し提出すること。（カラー印刷物4部及びCD-R等に保存した電子データ）。

スタンプラリーの参加者や施設訪問者のデータ等、業務実施のため収集した生データを提出すること。（CD-R等に保存した電子データ）

5 委託料の支払

業務完了後、精算払いとする。

6 留意事項

- (1) 本業務は、受託事業者で有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、事前に愛知・岐阜広域観光推進協議会と十分協議を行うこと。また、進捗状況及び随時の進行方針等を、愛知・岐阜広域観光推進協議会に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (3) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託事業者が負担すること。
- (4) 著作権については、別記1「著作権等取扱特記事項」によること。
- (5) 受託事業者は、別記2「個人情報取扱事務委託基準」を遵守すること。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第 1 印刷製本物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第 2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 原画
- 三 写真

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第 3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第 4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第 5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(JPEG 形式又は Adobe Illustrator 形式及び PDF 形式、DVD-R 等: 2 枚)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第 1 項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

- 第1 受託者（以下「乙」という。）は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

- 第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあって直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者（以下「甲」という。）に提出する。

(秘密の保持)

- 第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

- 第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

- 第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。
- 2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人

を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（目的外収集、利用の禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（安全管理措置に関する事項）

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

（第三者等からの回収）

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

（報告検査等）

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故の場合の措置）

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそ

れのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（損害賠償）

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。